

日本学術会議法案の概要

背景・必要性

日本学術会議が**世界最高のアカデミー**として科学の向上発達及び科学の成果を通じて、国民の福祉及び我が国の発展に貢献することを目的とし、**その機能を強化**するため、独立性の徹底、自律的な進化と透明性・ガバナンスの担保に向け、**独立した法人格を有する組織**として必要な法制の検討等を進める。
(骨太の方針2024) (独立した法人格を有する組織: 特殊法人)

法案の概要

1. 目的

会議は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、学術に関する重要事項に係る審議、大学、研究機関、学会その他の学術に関係する者の間における連携の確保及び強化、学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備、学術に関する外国の団体及び国際団体との交流等を行うことにより、**学術の向上発達を図るとともに**、学術に関する知見を活用して**社会の課題の解決に寄与**することを目的とする。

2. 日本学術会議の機関

- 会議に、会員のほか、総会、会長、監事、会員候補者選定委員会、選定助言委員会等を置く。
- 会長は、会員のうちから総会の決議により選任する。
- 監事は、会員以外の者から内閣総理大臣が任命する。

3. 会員の選任

- **会員は、会員候補者選定委員会が選定した会員の候補者のうちから、総会が選任する。**
- 会員候補者選定委員会は、優れた研究又は業績のある科学者のうちから、**選定方針に従って、客観的かつ透明性のある方法**で会員の候補者を選定する。
- 選定方針は、**会員候補者選定委員会が、会員以外の者で構成される選定助言委員会の意見を聴いて案を作成し、総会の決議により決定する。**

4. 中期的な活動計画等

- **会議は、6年分の活動計画を作成し、業務に関する目標、業務運営及び財務内容の改善に関する目標、予算・収支計画、及び資金計画等を記載する。**
- 会議は、中期的な活動計画に基づき、毎事業年度の開始前に、**年度計画を作成する。**
- **会議は、各事業年度に係る業務の実績等について自ら点検及び評価を行わなければならない。**
- 内閣府に設置される日本学術会議評価委員会は、**会議の点検・評価の方法及び結果について会議に意見を述べる。**

5. 活動・運営の支援

- **政府は、予算の範囲内において、会議に対し、その業務の財源に充てるため、必要と認める金額を補助することができる。**

6. その他

- 会議の財政及び会計等について所要の規定の整備及び経過措置等を定める。
- 新法人は新法により設立する。
- 施行期日: 一部の規定を除き、令和8年10月1日から施行(予定)。
- 新会議発足時の会員の選定は、多様な関係者から推薦を求め、よりオープンで慎重かつ幅広い方法により行う。